

## 「板橋区居住支援協議会による住宅相談窓口の開設について」

板橋区では、これまでも「住宅情報ネットワーク事業」で、高齢者等の部屋探しのお手伝いとして、民間賃貸住宅の情報提供を実施してきたが、より実効性のある相談窓口のあり方を検討し、不動産関係団体の協力を得て、板橋区居住支援協議会による住宅情報提供を行う新たな相談窓口を開設した。

- 1 開設月日 平成 27 年 10 月 1 日～
- 2 相談時間 毎週木曜日 午後 1 時 30 分～4 時 30 分
- 3 相談人数 1 日 3 名 予約優先制 1 人につき一時間程度
- 4 対象世帯 60 歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯
- 5 開設場所 区役所北館 2 階 長寿社会推進課<sup>⑩</sup>
- 6 相談員 宅地建物取引業協会板橋区支部  
全日本不動産業協会東京都本部城北支部より派遣  
住宅政策課職員

### 7 特色

不動産事業者が直接相談を受けることで、相談窓口で不動産物件情報を直接提供できる。その場で物件情報を持っている不動産事業者に連絡を入れ、相談者の状況を説明し、物件紹介の可否について確認した上で、相談者に物件情報の提供を行う。

高齢者総合相談窓口の一角で相談を受けることで、高齢福祉部門と連携し、相談者の状況に応じて高齢者福祉サービス等の相談にも応じる。

#### ◆参 考

居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織である。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取り組みで解決されることが期待される。